

| 受理番号及び<br>受理年月日       | 所 管  | 件 名 及 び 要 旨  | 提 出 者   | 審査結果 |
|-----------------------|------|--|---|------|
| 25 年－ 6<br>(25. 4.11) | 福祉保健 | <p><b>受動喫煙防止条例の早期制定について</b></p> <p>▶理由<br/> 今日、喫煙がもたらす健康被害は医・科学的にも立証されており、平成 20 年 3 月 4 日に公表された日本学術会議の「脱タバコ社会の実現に向けて」の中でも、「受動喫煙も科学的根拠を持って健康障害を引き起こすことが示されて論争に終止符が打たれたといえる」「受動喫煙が健康障害を引き起こすことが科学的に明らかにされていることにより、職場・公共の場所での喫煙禁止をさらに拡大・徹底する。現在では努力義務規定でしかない健康増進法第 25 条を改正して、屋内全面禁煙を明示し、罰則を設けて実効性のあるものにすべきである」と謳われている。</p> <p>しかし、わが国では現状において喫煙被害に関する有効な施策が実行されているとは言いがたく、ましてや毎年 6,800 人が亡くなっているとも言われている受動喫煙対策は遅々として進んでいないのが現状であり、先進国の中では対策の遅れているきわめて特異な国となっている。</p> <p>現在、受動喫煙防止対策として、建物内を禁煙とする施設が増えているが、屋外の喫煙場所として建物の出入り口近くに灰皿等を設置している状況が見受けられる。このような場合には、人の出入りあるいは風向きによりタバコ煙が屋内に入ることとなり、受動喫煙防止にならない事態がおこる。</p> <p>屋外喫煙場所と出入り口との位置関係について、日本禁煙学会が出した「屋外における受動喫煙防止に関する日本禁煙学会の見解と提言（平成 18 年 3 月 25 日）」によると、「タバコ煙の到達範囲は直径 14 メートルの円周内」とあるので、7 メートル離すことになる。また、ハワイ州の法律では 20 フィート（約 6 メートル）以内は禁煙とされている。一方、兵庫県受動喫煙防止対策指針（平成 16 年 3 月）では 20 メートル離すようにと</p> | <p>鳥取県中部医師会<br/> 会長 池田宣之<br/> （倉吉市旭田町 18）</p> <p style="text-align: right;">外 4 名</p> |      |

|  |  |   |  |  |
|--|--|---|--|--|
|  |  | <p>なっている。</p> <p>これらのことから官公庁施設、公民館などの集会場、病院、体育館、図書館などの多数のものが利用する施設では、敷地内禁煙とするか、もしくは施設内禁煙に加え「施設外に喫煙場所を設置する場合には、施設の出入り口から 10 メートル以上離すこと」となるよう、受動喫煙防止条例を制定されることを要望する。</p> <p>禁煙施策は最優先の課題であり、県民の健康を守る立場からも、ぜひともご理解、ご協力をよろしく願います。</p> <p><b>▶陳情事項</b></p> <p>官公庁施設、公民館などの集会場、病院、体育館、図書館などの多数のものが利用する施設では、敷地内禁煙とするか、もしくは施設内禁煙に加え「施設外に喫煙場所を設置する場合には、施設の出入り口から 10 メートル以上離すこと」となるよう、受動喫煙防止条例を制定すること。</p> |  |  |
|--|--|---|--|--|

